

個人情報の保護に関する法律施行条例（令和四年東京都条例第百三十号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるとともに、東京都（以下「都」という。）として基本的人権の尊重の立場から個人の権利利益を保護するために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 要配慮個人情報は、法の定義に次の各号を加える。</p> <p>一 国籍</p> <p>一 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第三条の二各号に掲げるもの</p> <p>二 東京都犯罪被害者等支援条例（令和二年東京都条例第十七号）第二条第二号に掲げるもの</p> <p>四 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条各項に規定するもの</p> <p>2 前項に掲げる用語を除き、この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(都の機関等の責務)</p> <p>第三条 都の機関等（都の機関（議会を除く。以下同じ。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集し、管理し、又は利用し、若しくは提供するに当たっては、都民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護を図るために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 都の機関等は、法第六十六条第一項の規定に基づき措置を講ずるため、東京都規則で定めるところにより、必要な基準を定めなければならない。</p> <p>3 都の機関等は、都の機関等及び事業者の行う個人情報の取扱いに関する苦情</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(用語の意義)</p> <p>第二条 この条例で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

があつたときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(情報の管理の報告等)

第四条 都の機関等は、提供した要配慮個人情報を含む保有個人情報及び匿名加工情報の管理について、当該情報の提供先に対し、報告を求めることができる。

2 都の機関等は、前項の規定による報告があつたときは、その内容を公表することができる。

(登録簿)

第五条 都の機関等は、保有個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

一から六まで （現行のとおり）

2 及び 3 （現行のとおり）

第六条 （現行のとおり）

第七条 （現行のとおり）

(開示決定等の期限)

第八条 都の機関等は、開示請求があつた日から十四日以内に、開示請求者に対して、開示決定等を行しなければならない。ただし、法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、都の機関等は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を三十日以内に限り延長することができる。この場合において、都の機関等は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第九条 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつ

(新設)

(新設)

(登録簿)

第三条 東京都（以下「都」という。）の機関等（都の機関（議会を除く。以下同じ。）及び都が設立した地方独立行政法人をいう。以下同じ。）は、保有個人情報を取り扱う事務について、次に掲げる事項を記載した帳簿（以下「登録簿」という。）を備え付けなければならない。

一から六まで （略）

2 及び 3 （略）

第四条 （略）

第五条 （略）

(新設)

(新設)

(新設)

た日から四十四日（法第七十七条第三項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数を除く。）以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、都の機関等は、開示請求に係る保有個人情報の中の相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、都の機関等は、同条第一項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- 一 この条の規定を適用する旨及びその理由
- 二 残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

第十条（現行のとおり）

（訂正請求権及び訂正請求の手続）

第十一条 訂正請求は、法第九十条第一項本文及び第三項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から九十日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

2 法第九十一条第一項の規定にかかわらず、訂正請求書には、訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

3 法第八十一条の規定は、都の機関等に対する訂正請求の手続について準用する。

（利用停止請求権及び利用停止請求の手続）

第十二条 利用停止請求は、法第九十八条第一項本文及び第三項の規定にかかわらず、当該請求に係る保有個人情報（法第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）について、開示を受けた日から九十日を超えた場合又は開示を受けていない場合であっても、することができる。

2 法第九十九条第一項の規定にかかわらず、利用停止請求書には、利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日の記載を要しない。

第六条（略）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

3 法第八十一条の規定は、都の機関等に対する利用停止請求の手續について準用する。

第十三条 (現行のとおり)

(審議会への諮問等)

第十四条 都の機関は、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第三十九条第一項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

一 及び二 (現行のとおり)

三 都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

四 個人情報の取扱いに関する苦情の処理に当たり必要な措置を講ずる場合

五 前四号に掲げる場合のほか、個人情報の取扱いに当たり、都民の基本的権利を尊重し、個人情報の保護を図るために必要な措置を講ずる場合

2 都の機関等は、次の各号のいずれかに該当する場合において、審議会に報告するものとする。

一 要配慮個人情報を含む保有個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関し、法第六十六条第一項の規定に基づき講ずる措置その他個人情報保護に関する取組を行った場合

二 法第六十八条第一項の規定により個人情報保護委員会に報告した場合

(実施状況の公表)

第十五条 知事は、毎年一回都の機関等による保有個人情報の管理等の状況を取りまとめ、公表しなければならない。

(国等への要請)

第十六条 知事は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国、個人情報保護委員会、他の地方公共団体等に対し、適切な措置を講ずるよう要

(新設)

第七条 (略)

(審議会への諮問)

第八条 都の機関は、法第三章第三節の施策を講ずる場合その他次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、情報公開条例第三十九条第一項に規定する東京都情報公開・個人情報保護審議会に諮問することができる。

一 及び二 (略)

三 前二号に掲げる場合のほか、都の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(新設)

(新設)

(新設)

請するものとする。

第十七条 (現行のとおり)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

(東京都情報公開条例の一部改正)

2 東京都情報公開条例(平成十二年東京都条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三十九条第二項中「第八条」を「第十四条第一項」に改める。

第九条 (略)